性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議(第1回) 議事概要

- 1 開催日時 令和2年4月2日(木)17:45~18:15
- 2 場 所 合同庁舎8号館4階416会議室
- 3 出席者議長内閣府特命担当大臣(男女共同参画)

議長代理 内閣府男女共同参画局長

構 成 員 警察庁刑事局長

法務省大臣官房政策立案総括審議官

法務省刑事局長

文部科学省総合教育政策局長

厚生労働省子ども家庭局長

4 議事概要

(1) 開会

(会議の開催について)

・「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」の開催について、案のと おり承認された。

(橋本内閣府特命担当大臣(男女共同参画)挨拶)

- ・性犯罪・性暴力は、人権を踏みにじる、決して許してはならないもの。
- ・就任以来、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター(以下「ワンストップ支援センター」という。)の視察や当事者、有識者、関係者との意見交換を行ってきた。
- ・フラワーデモ等を通じて性犯罪・性暴力の問題に関する社会的機運が高まっている今こそ、この問題に正面から光を当てて取り組まなければならない。
- ・女性に対する暴力に関する専門調査会等からも刑事法の改正はもとより、被害者支援の充実、加害者への対応、教育・啓発など幅広い取組の必要性が指摘されている。
- ・関係府省が連携して、今後3年間を性犯罪・性暴力対策の集中強化期間として取組を強化するため、性暴力の実態を踏まえ、被害者や関係者の方の声に耳を傾けながら、本年5月にも具体的な取組の強化の方針を取りまとめたい。

(2)ヒアリング

(一般社団法人Spring 山本潤代表)

・13歳から20歳まで実父から性被害を受けた。その間、まだワンストップ支援 センターも設置されておらず、相談できる場所がなく鬱病などに母も私も苦 しんだ。私たち性被害当事者は、加害に遭って傷つけられた後、日本社会が 手を差し伸べてくれなかったことから、日本社会、そして、行政・政治に対 して、根強い不信感を抱いている。

- ・性被害のボリュームゾーンを占める10代、20代の被害者は、自分たちがどのような支援を受けられるのかを知らない。
- ・アメリカやオーストラリアとは異なり、日本では、義務教育の中で被害後の 証拠採取の必要性など性被害に遭った場合の対応を学ぶ機会はない。
- ・性暴力被害は、警察に届けても、被害届を受け取ってもらえなかったり、仮 に、送検された場合であっても、裁判が難しいとの理由で不起訴となったり するケースが多々ある。
- ・性暴力被害を相談した場合であっても、警察官や検察官、裁判官の理解不足による二次被害に被害者が苦しむ場合もあるほか、相談先となるワンストップ支援センターも24時間対応ではないところが多い。教師からの性的虐待を学校や教育委員会、児童相談所に訴えても、証拠がない、と何の対応もしてくれない。
- ・何十万、何百万人の性被害経験者がいることが推測されるにも関わらず、支援は乏しく、半数を超える方が誰にも相談していない。こうした状況にあっては、心ない言葉と対応に傷つけられないよう、自分の身を守ることになってしまう。そして、誰にも被害を伝えることができず、被害者は孤独に苦しんでいる。
- ・他方、被害者支援に真摯に取り組んでいる警察官や誠実に対応している検察官、性暴力被害者診察を広めようと尽力している産婦人科医・看護師もいる。また、生徒から望まない妊娠や性的虐待、性被害の相談に親身に対応している養護教諭・教職員もいるほか、性被害を受けた子供のケアと、性加害行為をした子供と親のケアにも取り組んでいる児童相談所もある。このような真摯な取組を継続している方々を線でつなぎ、面として、誰も制度の狭間にこぼれ落ちないような被害者支援制度の構築が求められている。
- ・新型コロナウイルス感染症による不安やストレスにより暴力や犯罪の加速、 DVなどが問題になっている。フランスでは、家庭内で虐待を受けている人 のために、薬局から相談窓口へ電話がつながるようにした。このように具体 的で効果的な支援の設置が必要。
- ・性暴力の被害当事者に対し、具体的で効果的な支援を実施していただくことで、日本が誰も取りこぼさない支援をしていることを示し、私たち性被害当事者に日本という国を信じさせてほしい。

(特定非営利活動法人性暴力救援センター・東京 平川和子理事長)

・性暴力は人権侵害であり、人間としての尊厳を貶め、性的自己決定権を奪う。

その被害は性差別社会の中で起きており、長期にわたり被害者の安全な暮らしと健康に深刻な影響を与える。こうした被害からの回復は、人が持つ温かさや寄り添いの中で行われていく必要があり、学歴や経済状態などにより支援に格差が生じてはならず、誰もが十分に支援してもらえる状況でなければ、性犯罪の根絶はできないものと考えている。とりわけ支援の格差は未成年者の場合に大きく、機能不全の家庭に育つ子どもの声からは孤独と絶望が伝わってくる。被害後の妊娠・出産、あるいは実親や兄弟姉妹からの性虐待、SNSを使った薬物混入を伴う性的搾取などの被害直後にも、SOSを出しやすい社会の仕組みづくりは待ったなし、早急に構築する必要がある。

- ・SARC東京に声を届けてくれる被害者は多くの場合、加害者の処罰を望んでいるものの、認知件数や裁判にまで進むケースは少数にとどまっている。
- ・性暴力被害者は、トラウマ化とスティグマ化に直面している。それを予防する取組としては、被害直後からの中長期を含む総合的な支援の整備、24時間ホットラインの整備、精神的ケアや生活支援、学校や児童相談所、福祉等の関係機関間の緊密な連携が必要である。そのためにもワンストップ支援センターには、関係機関間をコーディネートする専門性が不可欠であり、支援員の養成や処遇改善も重要である。
- ・被害直後に重要な役割を担う捜査機関においては、被害者の人権と尊厳を優 先する対等な関係の中での聴取や捜査後の説明ができるようトレーニング をされた女性の警察官を増員配置していただきたい。
- ・子供でも分かりやすい早期からの性教育、人権教育も必要であり、親や教師、 捜査官の持つレイプ神話や性に関する偏見を変える、被害者の声から学ぶ斬 新な広報・啓発が必要である。
- ・被害実態に即した対応と法整備、とりわけ、中長期の被害者を援助する被害 者支援法の制定を早急に進めていただきたい。
- ・医療の関係では、警察署に申告した際の公費負担の支払い基準の明確化、連携できる拠点となる病院の確保が必要である。

(3) 意見交換

・池永男女共同参画局長から、構成員に対し、今後検討が必要となる論点が示された。

(4) 閉会

(橋本大臣締めくくり挨拶)

・これから実効性ある取組を進めていかなければならないが、今日いただいた 御意見も参考にしながら、方針を取りまとめていきたい。

- ・特に、将来の加害者、被害者を生まないための、教育が重要な課題。 (今後の予定)
 - ・次回は、5月に開催し、その際に方針の取りまとめを予定。